

保育人材確保対策貸付事業の概要

(1) 保育補助者雇上費貸付

借りられる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・私立保育所（保育所型認定こども園を含む） ・私立幼保連携型認定こども園 ・市町の認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業 ・企業主導型保育事業 <p style="margin-left: 2em;">注) 神戸市域に所在する施設は除きます。</p>
借りられる額	<ul style="list-style-type: none"> ・年額 295 万 3 千円を上限とします（無利子）。 ただし、貸付申請日の属する年度の 4 月 1 日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が 2 割以上の施設又は事業所では、貸付により 2 人以上の保育補助者（※1）を雇い上げる場合、年額 221 万 5 千円以内を加算し、貸付額を年額 516 万 8 千円以内とすることができます。 ・対象となる経費は、保育補助者の給与や諸手当のほか、福利厚生費や社会保険料の事業主負担分等です。 ・貸付を受ける期間は雇用開始から 3 年間で上限となります。なお、雇用開始が平成 28 年 3 月 31 日以前の場合は、貸付期間の初日から 3 年間となります。
借りる際の条件	<p>平成 28 年 4 月 1 日以降新たに雇用する保育補助者について経費を借りる場合 保育補助者が、①保育士資格取得を目指しており、かつ、②子育て支援員研修や家庭的保育従事者研修等を受講済み又は受講予定であること</p> <hr/> <p>平成 28 年 3 月 31 日以前から雇用している保育補助者について経費を借りる場合 上の①、②に加え、次の③～⑤の要件の<u>いずれか 1 つ</u>を満たすことが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 保育士勤務環境改善計画書（申請時に様式 3 として添付することが必要）において、当該保育補助者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画を提出していること ④ 貸付を受ける年度において、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。（保育士数・保育補助者数は常勤換算（※2）して計算します。） ⑤ 貸付を受けようとする施設の保育士の平均勤続年数が 1 1 年以上であること。 <hr/> <p>職員配置基準上保育士と見なす場合等の取扱 保育補助者であっても、保育士配置基準の特例を適用して保育士とみなしている者（※3）を対象として借りることはできません。また、小規模保育事業・事業所内保育事業については地域型保育給付費・特定地域型保育給付費の算定の対象となる者、企業主導型保育事業については</p>

	企業主導型保育事業補助金において補助金の算定の対象となる者を対象として借りることはできません。
返還免除	<p>1. 全額免除が受けられる場合 ((1)又は(2)の場合)</p> <p>(1) 次の①～③のいずれか1つを満たす場合</p> <p>① 貸付期間中に保育士資格を取得した場合</p> <p>② 貸付期間中に保育士資格を取得できなかったが、貸付の終了後1年以内に保育士資格を取得見込みの場合</p> <p>③ ①・②に準ずる場合として特に認める場合 (ex.残り1科目を残して保育士試験を一部科目合格した場合等個別に判断することになります。)</p> <p>(2) 業務に起因する心身の故障により業務不能となった場合</p> <p>2. その他の全部又は一部の免除</p> <p>保育補助者が1年以上引き続き保育に従事していた場合、一部の額について返済免除を受けられる場合があります。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除の要件を満たさずに貸付期間を満了した場合や、保育補助者が退職し、保育士資格取得を目指す代替りの補助者を雇わない場合などには、貸付金の返還が必要になります。 ・保育補助者が貸付期間内に保育士資格を取得できなかった場合でも、引き続き保育士資格取得を目指しながら保育補助者として勤務を続けるときは、勤務継続期間中は貸付金の返還が猶予され、返還時には勤務期間の長さに応じて返還額の免除を受けられる場合があります。

※1 「保育補助者」とは、保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施を業務とする者を言います。

※2 非常勤職員の場合、当該職員の月の勤務時間数を、当該施設での常勤職員の月勤務時間数で除してください。

例) 非常勤職員 A さん月 120 時間、同 B さん 120 時間 → 計 120 時間

常勤職員月勤務時間 160 時間 この場合、240 時間÷160 時間＝換算 1.5 人

※3 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 94 条から第 97 条に基づき保育士とみなすこととした者や「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」附則第 5 条から第 8 条に基づき保育教諭に代えて置いた者が該当します。